

75 歳以上で医療保険料の 均等割 8.5 割軽減 9 割軽減の皆様へ

本則 7 割軽減の対象の方は、これまで軽減割合を上乗せして 8.5 割軽減、9 割軽減とされてきましたが、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が開始されることから、2019 年度から軽減割合が見直されます。

☎ 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

保険料の軽減措置表

対象者の所得要件 同一世帯内 ^(※1) の被保険者 及び 世帯主の軽減対象所得金額 ^(※2) 合計額	対象者の所得要件 (均等割額の年額)			
	本則	2019 年度	2020 年度	2021 年度
[2018 年度 (平成 30 年度) における 8.5 割軽減区分] 33 万円以下	7 割	8.5 割 (8,412 円)	7.75 割	7 割
[2018 年度 (平成 30 年度) における 9 割軽減区分] うち、世帯の被保険者全員の年金収入 が 80 万円以下で、その他各種所得なし		8 割 (11,217 円)	7 割	

※注 1…「世帯」とは、4 月 1 日時点の世帯（年度途中で 75 歳になる方、県外から転入された方等はその時点）が基準となります。

※注 2…「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに 15 万円を控除して計算します。

後期高齢者医療制度の加入する前日まで 社会保険^(※3)の被扶養者であった方

均等割額が 5 割軽減されます。(所得割額は、かかりません)	軽減後の保険料 年額 28,042 円
--------------------------------	------------------------

※注 3…社会保険とは、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌保険）、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

○制度に加入して 2 年が経過している方は、加入当時、社会保険の被扶養者であった場合でも遡って軽減は適用されません。

○社会保険の被扶養者であっても、均等割額が 8.5 割軽減、8 割軽減に該当する方は、8.5 割軽減、8 割軽減が優先となります。社会保険の被扶養者であったにもかかわらず、保険料の軽減が適用されていない場合は、桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係（☎ 65・1097）にご連絡ください。